○防衛庁告示第七十一号

水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十七年四月十八日

防衛庁長官　大野　功統

期　間　平成十七年五月九日から同年八月五日までの間。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間。

(ア)　北緯一二度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯一二度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯一二度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯一二度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯一五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

訓練時間　〇七〇〇から一八〇〇まで

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○金融庁告示第二十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第八条の二の規定により、クレディ・スイス信託銀行株式会社に対し、業務の一部停止を命じたので、銀行法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年四月十八日

金融庁長官　五味　廣文

一　業務の一部停止の範囲

信託財産の管理・決済業務及び関連する代理事務の新規受託業務（既存顧客との業務を除く業務）

二　業務の一部停止の効力発生日

平成十七年四月十八日

三　命令発出日

平成十七年四月十八日

○総務省告示第四百四十八号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、東田川郡立川町及び同郡余目町を廃し、その区域をもって同郡庄内町を設置する旨、山形県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年七月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百四十九号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって鶴岡市を設置する旨、山形県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、勢多郡新里村及び同郡黒保根村を廃し、その区域を桐生市に編入する旨、群馬県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年六月十三日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十一号

町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、利根郡月夜野町、同郡水上町及び同郡新治村を廃し、その区域をもって同郡みなかみ町を設置する旨、群馬県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十二号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する旨、群馬県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十三号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、新田郡笠懸町、山田郡大間々町及び勢多郡東村を廃し、その区域をもってみどり市を設置する旨、群馬県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、加賀市及び江沼郡山中町を廃し、その区域をもって加賀市を設置する旨、石川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、武生市及び今立郡今立町を廃し、その区域をもって越前市を設置する旨、福井県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十六号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、天竜市、浜北市、周智郡春野町、磐田郡龍山村、同郡佐久間町、同郡水窪町、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町及び同郡三ケ日町を廃し、その区域を浜松市に編入する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年七月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、榛原郡相良町及び同郡榛原町を廃し、その区域をもって牧之原市を設置する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十八号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、庵原郡蒲原町を廃し、その区域を静岡市に編入する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎

○総務省告示第四百五十九号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、東伯郡北条町及び同郡大栄町を廃し、その区域をもって同郡北栄（ほくえい）町を設置する旨、鳥取県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月十八日

総務大臣　麻生　太郎